

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	26年度	27年度	28年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	531 (623)	452 (552)	460 (536)	8 (-16)
遺族給付金 (申請件数)	157 (249)	156 (256)	158 (234)	2 (-22)
重傷病給付金	236	189	181	-8
障害給付金	138	107	121	14

(2) 裁定の状況 (前年度申請分を含む)

区 分	26年度	27年度	28年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	559 (655)	455 (559)	440 (524)	-15 (-35)
支給裁定 (裁定件数)	503 (591)	422 (523)	390 (470)	-32 (-53)
遺族給付金 (裁定件数)	138 (226)	141 (242)	129 (209)	-12 (-33)
重傷病給付金	229	177	164	-13
障害給付金	136	104	97	-7
不支給裁定 (裁定件数)	56 (64)	33 (36)	50 (54)	17 (18)
仮給付決定に係る被害者数 (裁定件数)	6 (6)	10 (11)	1 (1)	-9 (-10)

- 裁定までに要した期間は平均約6.7か月

2 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定総額	前年度比	平均裁定額	最高支給額
遺族給付金	627,081	-92,619	4,861	25,991
重傷病給付金	35,078	-8,515	214	1,200
障害給付金	220,142	-7,947	2,270	17,472
裁定総額	882,301	-109,081		

(※千円未満四捨五入)

- 支給裁定件数(被害者数)の減少に伴い裁定額も減少
○ 減額裁定(被害者数)は134人(前年度比+18人)

3 不支給裁定の理由

(単位：人)

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	20
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	15
当該死亡、障害等に犯罪行為との因果関係が認められなかった、又は、犯罪被害に該当しなかった	8
被害者と加害者との間に夫婦関係等一定の親族関係があった	6
同一部位において、既存障害等級と犯罪被害による障害等級が同じであった	1

4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 申立 8件(前年度比-10件)
○ 裁決 12件(前年度比+4件)